

埼玉県がん診療連携協議会要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（平成30年7月31日付け厚生労働省健康局長通知 健発0731第1号）に基づき、埼玉県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）を設置し、県内のがん診療連携体制の強化及びがん医療対策の推進に資することを目的とする。

(実施事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 地域におけるがん診療連携体制等がん医療の情報交換に関すること。
- (2) 県内の院内がん登録データの分析、評価等に関すること。
- (3) 県内のがん医療関係者の研修計画、診療支援医師の派遣調整に関すること。
- (4) がん診療連携拠点病院での相談支援センター業務の推進に関すること。
- (5) 緩和ケアの運用に関すること。
- (6) 地域連携クリティカルパスの整備に関すること。
- (7) その他地域がん医療の推進に関すること。

(組 織)

第3条 協議会は、次に掲げる医療機関等で構成し、その管理者又は代表を委員とする。

- (1) 埼玉県がん診療連携拠点病院
- (2) 埼玉県地域がん診療連携拠点病院
- (3) 埼玉県がん診療指定病院
- (4) 埼玉県保健医療部
- (5) 県医師会
- (6) その他会長が指名する者

2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、埼玉県がん診療連携拠点病院の病院長が務める。

3 副会長は、委員の中から必要に応じて会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が召集し、議長を務める。

2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができない場合は、その代理者を会議に出席させることができる。

- 3 会長は、委員から申し出があったときは、会議を開催しなければならない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の施設の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、会長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第6条 協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会の設置、委員の構成、調査検討事項、その他運営に関する事項は会長が定める。
- 3 看護協会、薬剤師会、患者代表も部会の構成委員として参加することができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、埼玉県がん診療連携拠点病院内に置き、協議会の庶務を処理する。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月29日から施行する。